

No. **159**

2023. 春号

行政書士 NAGANO

題字：長野県知事 阿部 守一 氏筆

長野県行政書士会会報



©諏訪市

諏訪湖 桜（諏訪市）



長野県行政書士会

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

- 1 行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
- 2 行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
- 3 行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
- 4 行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
- 5 行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

(表紙) 諏訪湖 桜 (諏訪市)

諏訪支部6市町村のうち諏訪市・下諏訪町・岡谷市にまたがる諏訪湖。間欠泉や遊覧船、花火大会で知られ観光地のイメージが強いですが、周囲約16kmにウォーキング・ジョギングコースとサイクリングロード、湖畔には公園や広場が整備され、地元住民の憩いの場にもなっています。一年を通じて多くの人々が訪れ、スポーツを楽しんだり散策したり、野鳥の観察やピクニックなど、思い思いに過ごす姿が見られます。

(写真提供：諏訪フォトライブラリ)



目 次

日 行 連 新年賀詞交歓会	・令和5年新年賀詞交歓会に参加しました…………… 2
令 和 5 年 新年賀詞交歓会	…………… 3
令 和 4 年 度 新規登録者必須研修会	・令和4年度新規登録者必須研修会…………… 5 ・受講生の紹介…………… 10
事 業 報 告	・SBC ラジオカーレポート …………… 14
新 入 会 員 登録証交付式	…………… 15
業 務 資 料	・令和5年度申請取次関係研修会の開催予定について…………… 17 ・「戸籍の附票の写し」に係る犯収法施行規則の改正について（公布・施行 のお知らせ）…………… 19 ・令和5年度特定行政書士法定研修について…………… 21
お 知 ら せ	・コスモスしなの市民公開講座開催のお知らせ…………… 23 ・コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会（オンライン）のご案内… 24 ・一般倫理研修について…………… 27 ・令和4年度行政書士試験結果について…………… 30 ・諏訪支部事務局移転のお知らせ…………… 30 ・令和5年度 定時総会・定期大会のご案内…………… 30 ・令和5年度会長選挙のお知らせ…………… 31 ・職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い…………… 32 ・斡旋物一覧・長野県収入証紙の販売について…………… 32 ・会員専用ページのID・パスワードについて …………… 33
会 議 報 告	…………… 34
支 部 だ よ り	・災害時における被災者支援に関する協定書締結（中野市）…………… 38
長 野 県 行 政 書 士 政治連盟のページ	・隣接士業政治連盟懇談会…………… 39
会 員 の 動 き	・入会・退会・ご逝去…………… 40
編 集 後 記	…………… 40

日行連新年賀詞交歓会

令和5年新年賀詞交歓会に参加しました

副会長 松島 茂行

日本行政書士会連合会・日本行政書士政治連盟・一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター共催の新年賀詞交歓会が、1月20日にホテルオークラで開催されました。

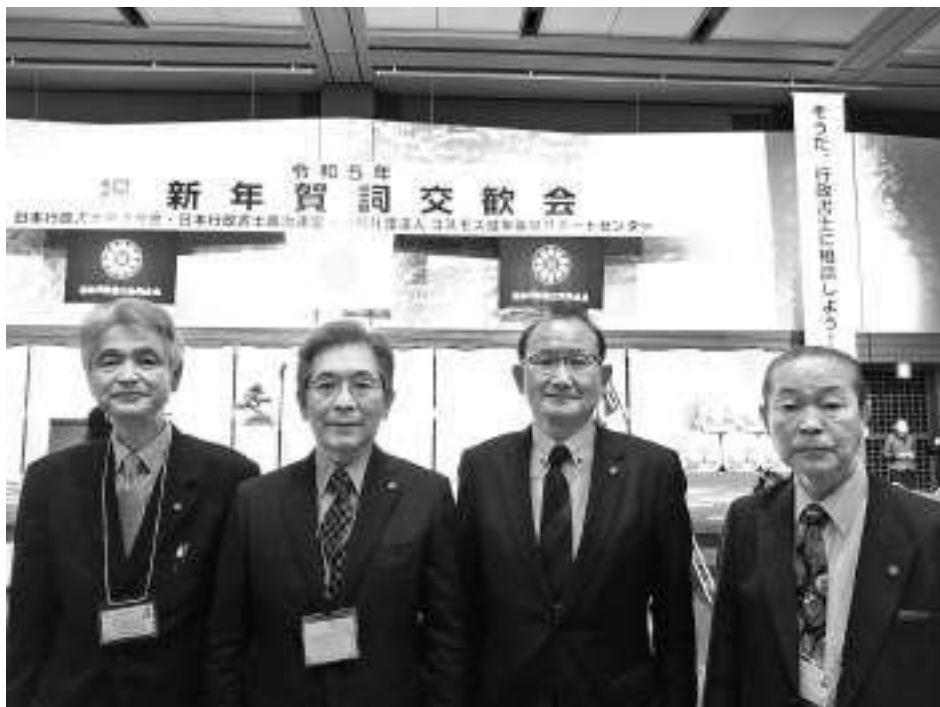
長野会からは、山本会長と政治連盟の役員が参加しました。

常住日行連会長は新年の挨拶に続き、マイナンバーカード受託事業等の各単位会に対する日頃からの協力について御礼がありました。

井口日政連会長は、相続土地国庫帰属制度の申請書等の作成を行なえる専門の資格者として行政書士が選ばれたことの報告があり、国会議員の先生方に支援を賜ったことに対するお礼の言葉、今後も日行連と連携し、制度発展に向けて活動していく決意を述べられました。

鏡開き、乾杯と進み、お忙しいところを駆けつけてくださった多くのご来賓の挨拶を賜りました。終始華やいだ雰囲気の中、お開きの時刻まで全国から集った旧知の会員のみなさんと懇談を楽しむことができました。

また、賀詞交歓会への参加に先立ちまして、長野県選出国会議員の議員会館事務所を訪問し挨拶を行いました。



令和5年 新年賀詞交歓会

広報部長 小西 勝

令和5年1月12日木曜日、長野市のホテル国際21にて、3年ぶりとなる長野県行政書士会・長野県行政書士政治連盟の新年賀詞交歓会が、多くのご来賓、会員の皆様にお集まりいただいたなか盛大に開催されました。新型コロナウイルス感染症の流行のため、過去2回の中止を経て漸く開催することが叶い、会場は例年にも増して喜びに包まれていました。

はじめ、山本会長の新年のあいさつに続き、長野県知事（代理）、国会議員、県議会議員の方々、そして関係団体役員の皆様よりご祝辞を賜りました。

そして、長野県議会議員の西沢正隆様から乾杯の発声を頂いて祝宴が始まると、待ちかねた皆さんで一気に賑わいのボルテージも上昇。久しぶりの交流の場で会話も杯も進みます。



山本会長あいさつ



乾杯 長野県議会議員 西沢正隆様



祝宴



抽選会

会の半ばからは「大福引き大会」が行われ、本会役員や各部長らがそれぞれ選んだ沢山の景品が、幸運な善男善女の皆さんに次々にプレゼントされました。景品のなかには、「レターパックのセット」というものもあり、会員の多くから「あれが一番欲しい」という声が漏れる場面も。とにかく、当選したラッキーな方々も、幸運の貯金を次回に取っておくことにした人も、大いに盛り上がった企画でした。

さらに今年は統一地方選挙の年ということもあり、数年ぶりに国・県議員の来賓の皆様と直接お話しさせていただける機会が得られたことも、殊に政治連盟として喜ばしい機会でありました。

以上のように、3年ぶりの新年賀詞交歓会は所期の目的を十分に達成し、無事お開きとなりました。

最後になりましたが、会員・来賓の皆様にとって幸多き一年となりますことを心よりご祈念申し上げますとともに、この新年賀詞交歓会の準備・運営にご尽力された役員、総務部及び事務局の皆さまに感謝申し上げます。

～ご来賓の皆様からご祝辞を頂きました。～



長野県企画振興部長 清水裕之様



長野県議会副議長 高島陽子様



日本行政書士会連合会副会長 相羽利子様



日本行政書士政治連盟幹事長 児島良孝様



衆議院議員 宮下一郎様



衆議院議員 若林健太様



衆議院議員 務台俊介様



衆議院議員 下条みつ様



参議院議員 杉尾秀哉様



参議院議員 羽田次郎様

令和4年度新規登録者必須研修会

取材・写真 広報部

令和4年度の新規登録者必須研修会が、令和5年2月13日、14日の二日間、松本市のホテルモントーニュ松本で開催されました。

会場参加22名、Zoomを利用したオンライン参加17名、計39名の新規登録者の皆さんが二日間の集中講義を受講しました。企画・運営を研修部が担い、デジタル推進特別委員会がオンライン受講者への配信を担当しました。

第1日目は、午前10時に山本会長のあいさつで開会し、権利義務関係、建設・風営業務、運輸・産廃業務・成年後見制度、国際・農地業務の四つに分かれた研修がスタート。昼食休憩をはさんで午後5時30分まで、1コマ90分の講義が行われました。

講義の中身を少しだけご紹介します。



【1 限目 権利義務関係 二瓶裕史部員】

相続業務の実務の基本を知ることが目標に、90分間ノンストップ、軽快な早口の講義。

「常に勉強する姿勢が大切。勉強しないと取り残される」「支部の無料相談会に積極的に参加して研鑽を積もう」「他土業との連携が重要」等々、経験に裏打ちされた言葉が印象に残りました。



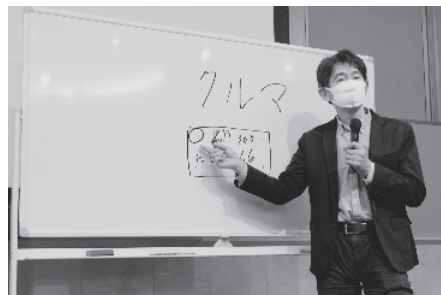
【2 限目 建設・風営業務 鈴木潤部員】

建設も風営もやりがいのある業務です！という講師の言葉で始まった講義。QA形式で、行政書士として備えておくべき知識から受任の際や業務を進めるうえでの注意点まで、講師自身の経験を交えて進められました。各業務のオススメポイントとイマイチポイント、風営業務七つ道具の紹介もあり、業務のイメージがつかめたのではないのでしょうか。



【3限目 運輸・産廃業務／成年後見制度 西澤秀友副部長】

業務の概要、申請書の様式についての丁寧な解説がありました。特に運輸業務に関しては、丁種封印の受託やOSSの導入など近年大きな変化が見られる分野です。身近なところから依頼が来たり、何か一つ受任することで仕事が広がっていくという、行政書士の仕事の可能性、面白さが伝わる講義でした。



【4限目 国際・農地業務 春日博幸国際部長・藤森啓志農林建設部員】

4限目は国際部と農林建設部のベテランが講師を担当しました。

国際業務を入管業務、国籍取得と帰化、その他の渉外的な法律問題の相談業務の三つに分けて解説。入管業務は、他の許認可業務と違って普通に不許可になること、意に反して犯罪に巻き込まれる可能性があることなど、注意する点が多いですが、訪日外国人の増加に伴い業務量も増えているようです。春日講師からも「将来性は十分あるし、幅も広がっていくと思う」とのコメントがありました。



行政書士業務の中でも比較的相談の多い農地業務。実際の申請書をそのまま使った具体的かつ詳細な解説に、受講者一同真剣に聞いている様子。地域によって提出書類や取扱いが異なること、日程に余裕を持って進めること、必要に応じて農業委員会に相談すること等のアドバイスもありました。講義の最後には書類取得作成ツールのダウンロードや使い勝手についての説明もあり、まさに今日受任しても大丈夫！な内容でした。



丸一日の集中講義にも関わらず、受講者の皆さんは真剣そのもの。すでに業務を始めている方も、これから本格的にという方も、隣接士業との兼業の方も、それぞれの意気込みが感じられる一日でした。

また、どの講師も共通して言及していたのが「お金」のことでした。依頼者に対し、行政書士報酬だけでなく、手数料など申請自体にかかる費用と関連書類の取得にかかる費用について、最初にきちんと伝えておくことは業務を円滑に進めるうえで非常に重要です。肝に銘じておかなければなりません。

【懇親会 司会 鈴木潤部員】

1日目の研修終了後に3年ぶりの懇親会が催されました。荻原副会長の「懇親会では名刺交換をして「聞ける相手」を増やしましょう」との開会挨拶に続き、「しっかり稼ぎましょう」と新入会員へのエールに溢れた赤羽康志副会長による乾杯で開始しました。前半は自己紹介が行われ、全員着席し食事をとりながら耳を傾けました。新入会員だけでなく研修部員や講師役の出席会員全員が自己紹介をしたことで、その後の歓談がさらに円滑に進んだように感じます。後半は積極的に先輩行政書士の輪に入る新入会員の方も多く、賑やかで交流を深めるに最適な場となりました。1時間半に及ぶ楽しい時間は広報部の吉田靖史部員による一本締めで和やかに締めくられました。



2日目

【5限目 パネルディスカッション コーディネーター 荻原副会長】

パネリスト 木村和彦会員（諏訪支部）、藤森啓志会員（東信）、高木陽子会員（東信）、飯島恵美会員（東信）

今回は、より受講生に近い立場からのアドバイスが提供できればと、入会して5年以内の上記会員のみなさんをパネリストに迎えて行われました。

パネリストのみなさんは、年齢、性別、経歴そして趣味も様々ですが、入会数年目にしてそれぞれ素晴らしい活躍をされている方々です。



荻原副会長の慣れた司会のもと、まずはパネリストのみなさんの自己紹介に始まり、だんだんと普段は聞きづらい苦労話や、貴重な経験そして仕事への熱意溢れる想いを披露。苦労話では、「報酬額を決められない。」「請求のタイミングを逸してしまった。」といったお金の話や、「初めての申請業務は不安がいっぱい。」など、聴講している新会員もこれから直面するに違いない悩みと、その克服方法の体験談が語られました。司会の荻原副会長からも、「初めての業務は申請窓口にしっかり聞くことが肝心だ。」とアドバイス。



また、新会員の最大の関心事である、仕事の獲得や事業成長の方法について、はじめに荻原副会長から自身の競技者経験を基にスポーツエージェント契約の分野を開拓したことを紹介。続いて各パネリストからも具体的な体験を紹介しつつ、「法律の改正は最大のチャンス」、「自身の経歴や趣味の分野で独自性を」、「知らないことや困難な依頼にも積極的にチャレンジしよう。」など、多くのアドバイスが出されました。そして、全員が声を同じくして、「目の前のお客様に真摯に向き合うこと。そうすれば、人の繋がりができ、依頼も増える。」と訴えると、受講生みな、いっそう真剣に耳を傾けている様子。

さらに、相続相談の実例を挙げて、「あなたならこの相談にどう答える？」という設問に対しては、「法律上の規定を答えれば良いというわけではない。そのうえで個々のケースに則したより良い解決策を提供するのが法律職としての醍醐味である」と語られました。

そして最後に、「仕事が完了したあと、『あなたに頼んで良かった』『先生だから最後までできた』とお客様に喜んでいただけたことが、この仕事を選んで良かったと思った瞬間だ」と話す先輩たちに、会場からは熱い視線が注がれていました。



【6 限目 相談技法 二瓶裕史部員】

一般会員も受講可能な本講義は、分かりやすい例示のもと、相談を受けるにあたり知っておくべき知識や応対方法、考え方が満載の講義でした。会場では参加者同士でのロールプレイもあり、聴講するだけでは得られない学びのある講義でした。



【7 限目 行政書士法、コンプライアンス 渡邊博昭部長】

行政書士法を守ることはこれからの行政書士人生を守ること、との渡邊部長の言葉で始まり、行政書士法及び職務上請求書についての詳細な解説がなされました。職務上請求書の今後の取り扱いや、新入会員の中にある司法書士や税理士等の兼業士業の方への気をつけるべき点について話もあり、受講生の皆さんは熱心にメモを取っていました。



【修了証書の交付式、閉会】

荻原副会長より受講生代表へ修了証書が手渡され、2日間の研修が閉会しました。オンライン受講並びに会場での受講をされた新入会員の皆様、また、開催にあたり尽力された研修部並びにデジタル推進特別委員会、講師を務めた会員の皆様、本当にお疲れ様でした。



受講生の紹介

〈質問事項〉

- ①趣味／特技
- ②好きな言葉
- ③これから取り組みたい業務
- ④自己PR／抱負



林 哲也 東信支部

- ①スポーツ観戦
- ②刑法法定主義
- ③相続、建設業許可
- ④地域に密着した活動を続け、地域の方に信頼されるよう堅実に続けていきたい。



湯山吉人 東信支部

- ①ゴルフ
- ②人間到る処青山有り
- ③遺言・相続、成年後見、農地法の許可、補助金
- ④東京の法律事務所に勤めていましたが、妻の出身地の長野県に移住してきました。何卒よろしくお願いいたします。



井上夏希 東信支部

- ①居合道、剣道
- ②無為自然
- ③宅建業許可、農地転用
- ④会社員と兼業ですが、行政書士業務にも積極的に取り組んで着実に知識と経験を身に付けて頑張っていきたいです。



塩根寿美 東信支部

- ①歌舞伎、伝統芸能を観る事
- ②念ずれば花開く
- ③特定技能申請、芸能イベントの交渉、契約
- ④取り柄は凹んでも前向きのみです。年齢も年齢なので、心身の健康に留意し、目の事から真摯に取り組みたいと思います。



小林いつ佳 東信支部

- ①囲碁（はじめたばかり）
- ②鉄杵を磨す
- ③国際
- ④腰軽く粘り強くお役に立てるよう力を尽くす所存です。



中司勇士 東信支部

- ①硬式テニス
- ②無知は罪なり
- ③農地業務、建設業務、相続業務
- ④静岡県出身です。地域の方々に信頼してもらえるように、日々切磋琢磨していきたいと思っています。



竹花直子 諏訪支部

- ①ゴルフ、ピラティス、映画鑑賞、旅行
- ②いまを生きる 笑う門には福来たる
- ③相続関連業務
- ④税理士として活動してきました。お客様のご要望により広く応えたいと思い、この度、行政書士登録致しました。微力ながら、お客様の発展に貢献できるよう研鑽を積み、少しずつ業務の幅を広げていきたいと思っています。これから先輩の先生方には色々とお世話になることがあるかと思っておりますので、どうぞ宜しくお願い致します。



関 敦志 諏訪支部

- ①軽いジョギング、後の飲酒
- ②質実剛健
- ③まずは幅広く、後に絞る
- ④国民の権利利益の実現に資するよう業務に臨みます。



有賀仙太郎 諏訪支部

- ①旅先で美味しい物を食べる。
- ②臨機応変
- ③建設業許可、相続
- ④税理士を25年間やっています。事務所の世代交代もあり、行政書士の登録をしました。よろしくお願いいたします。



青井慎吾 諏訪支部

- ①ランニング、山々を眺めること、登山
- ②天空海闊
- ③相続手続き、農地法関係手続き、運輸業務
- ④昨年、茅野に移住してきて、行政書士と司法書士の事務所を開業しました。両者の関連業務に注力したいです。



朝倉祐作 諏訪支部

- ①野球、筋トレ
- ③建設業・遺言書作成・相続・国際
- ④建設業関連の業務を中心に様々な業務を取扱える様になり、地域に貢献して参りたいと思っています。



羽生真悟 南信支部

- ①釣り
- ②一期一会
- ③運輸、相続
- ④1つ1つ丁寧な業務を心掛けていきます。



江塚善彦 南信支部

- ①ランニング
- ②継続は力なり
- ③相続関連業務
- ④ご依頼者の方と信頼関係を築いていけるよう一人一人に真摯な対応を心掛けていきます。



内ヶ島友章 南信支部

- ①ダラダラすること、おいしいものを食べること、コーヒー淹れること、映画を観ること（今までの1番は「ノッティングヒルの恋人」）
- ②腕より始めよ
- ③特殊車両通行許可、建設キャリアアップ、相続・契約関係書類
- ④パラリーガル、元行政職員であることを強みとして困った方、困る前の方のお力になりたいです！



山内 寛 南信支部

- ①バラを育て賞でること
- ②吾唯足知（われただたるをしる）
- ③相続、成年後見、補助金申請
- ④長年の夢がようやく叶い合格しました。人の痛みに寄り添える行政書士として、活動していきたいと思ひます。



小原重宏 南信支部

- ①最近、模型作りにはまっています。
- ②誠心誠意
- ③建設業関連の申請業務
- ④令和4年、父の死去にともない行政書士を承継しました。本業は税理士ですが、関連業務として今後も建設業の申請業務を行っていきたく思っています。



関 祐一 南信支部

- ①鉄道、旅行、ボウリング
- ②特になし
- ③税務に関連する業務（相続、契約、法人関係等）
- ④税務署及び国税局に勤務し、昨年定年退職しました。在勤中は主に法人課税を担当しておりましたので、会社関係の業務を中心にしていきたいと考えています。



三輪正智 南信支部

- ①クラシック鑑賞、落語
- ②知らぬが仏
- ③建設業許可、相続関係
- ④健康を第一に考え、業務に邁進する所存でございます。



田中良幸 南信支部

- ①アニメ観賞
- ②初志貫徹
- ③申請取次行政書士業務
- ④信頼を頂ける業務が出来るように、精進したいと思ひます。



征矢ひろみ 中信支部

- ①最近、機織りに興味をもちはじめました。
- ③ひとりひとりの人生のイベントごとに発生していく業務を行うこと
- ④一人一人がそのひとらしく生きる支援を私自身も含めて試行錯誤しながらやっていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。





植松悠一郎 中信支部

- ① スーボード・登山
- ② 為せば成る
- ③ 国際業務・相続業務
- ④ 山が好きで大阪から移住してきました。エリアの特性を生かした業務で頑張っていきたいと思っています。



川井伸夫 中信支部

- ① 食べあるき
- ② 人生グラフは右肩上がり
- ③ 建設業許可、農地法関係業務
- ④ 税理士法人の所属税理士が主な業務ですが、行政書士業務等幅広く取り組んでいきたいと思っています。



清澤 清 中信支部

- ① 神社を巡り、御朱印を集めること、孫に送れるくらいの家庭菜園での野菜づくり
- ② 人間万事塞翁が馬、昨日から学び、今日を生き、明日へ期待しよう
- ③ 権利義務関係
- ④ 行政書士の業務は幅広いことを知り、これからも勉強という思いです。権利義務や建設関連について、深く業務を進めていこうと思います。



金子春雄 中信支部

- ① 音楽／IT
- ② 好きこそ物の上手なれ
- ③ 建設
- ④ 61才で遅い出発ですが、よろしくお願ひします。



太田祐司 中信支部

- ① DIY、薪ストーブ、ゴルフ
- ② 不易流行
- ③ 権利義務・相続関係
- ④ 急がずゆっくり研鑽を積んでいきたい。



赤羽圭介 中信支部

- ① 自転車に乗ること、自転車の整備をすること。雪が降りたらまたサイクリングに出かけたいと思います。
- ② 後悔先立たず
- ③ 遺言書作成、相続手続きの業務に取り組みたい。
- ※お話をいただいた業務は一旦全てやってみたく考えています。
- ④ 研修会に参加させていただき誠にありがとうございました。有意義な時間となりました。まずはコンプライアンスを遵守すること。先輩方が築いていただいたフィールドを壊すことなく、業務に取り組んでいきたい。研修に参加し、やはり常に自身のアップデートは必要だと感じました。品位・品格を持って、お客様から信頼される行政書士を目指します。



宮下博明 中信支部

- ① 家庭菜園
- ② 桃李もの言わざれども下自ずから蹊を成す
- ③ 運輸業務
- ④ 研修で学んだ事を生かしていきたい。



高橋克実 中信支部

- ① 読書、音楽鑑賞
- ② 和を以て貴しと為す
- ③ 遺言書、離婚協議書、契約書等の作成
- ④ 令和2年6月より司法書士事務所を開業し、令和4年10月より行政書士登録をいたしました。まだまだ駆け出しの未熟者ですが、権利義務に関する書類作成を中心として、業務の幅を広げていきたいと思っていますので、皆様よろしくお願ひいたします。



仙田 剛 北信支部

- ① 登山
- ② 漂えど沈まず
- ③ 国際業務、運輸・産廃業務
- ④ 話し上手ではありませんが、人の話を聴くことには自信があります。お客様の“こうなりたい”をお手伝いできればと思います。





広瀬 優 北信支部

- ①毎朝のストレッチと週1〜2回のランニング
毎晩のレモンサワー
- ②一期一会
- ③遺言、ペット業務
- ④女性ならではの視点で若い方から高齢の方まで、わかりやすい言葉で説明し、話しやすい「街の法律家」を目指していきたいと思っています。



松澤寛之 北信支部

- ①音楽鑑賞
- ②為せば成る
- ③産廃・建設業許可申請、相続手続き、助成金サポートなど
- ④前職で20年産廃業に携わり、収運・処分許可申請を多く経験。
環境・建設事業のトータルヘルパーを目指します。



山口 戈止夫 北信支部

- ①体力作りの散歩、旅行
- ②一期一会
- ③自動車の登録・届出申請
- ④私は過去に登録をいたしましたが、都合により退会したところ、以前の顧客様より「もう一度」頑張ってくれないかとの声があり、一念発起し登録いたしました。自動車行政に長年携わっていた経験を活かし、「安心安全な車社会」に貢献したいと思っております。



神田 実 北信支部

- ①釣り、バドミントン、スキー
- ②前へ
- ③運輸関係
- ④還暦すぎからのチャレンジですが、よろしくお願ひします。



古川 翔 北信支部

- ①テニス、筋トレ
- ②為せば成る為さねば成らぬ何も成らぬは人の為さぬなりけり
- ③建設業許可業務、農地法手続、国際業務、相続業務
- ④行政書士の補助者として勤務していた経験を生かしつつ、町の法律家として努力してまいりたいと思います。



久保和幸 北信支部

- ①自動車整備
- ②挑戦
- ③相続土地国庫帰属制度における申請書等の作成
- ④これまで携わった経験のない業務ですが、真摯に取り組んで参ります。



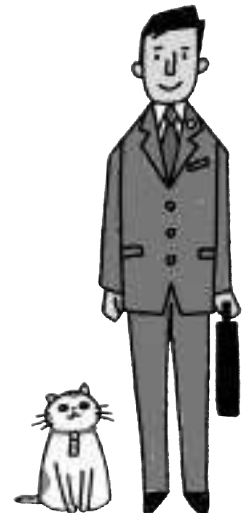
山本 博 北信支部

- ①温泉、サウナ入浴
- ②一期一会
- ③運輸・国際
- ④年を重ね、気力を持って取り組みたい。
実は私柔道家です。



安藤秀一 北信支部

- ①バドミントン、読書、楽器（トロンボーン）、農業
- ②一隅照らす
- ③相続
- ④行政勤務を通し住民と近い距離で接したこの感覚を大切に、今後も職務にまいしんして参りたい。現在も無償で相談を受けており、あせらずゆっくりにやって参りたい。



事 業 報 告

SBC ラジオカーレポート

広報部長 小西 勝

2月20日(月)、SBCラジオ『坂ちゃんのずくだせ えぶりでい』の人気コーナー「ラジオカーレポート」で、今年も行政書士記念日にちなんだインタビューが生放送されました。

レポーターはお馴染み美齊津千夏さん、話し手は、今回は恥ずかしながら私がお引き受けすることに……。

さて本番では、美齊津レポーターから開口一番、「いろいろな士業がありますが、行政書士ってどんな仕事ですか?」との御質問。そこで、少し語弊を心配しつつ、次のようにお答えしました。

行政書士は、お医者さんに例えると“まちの総合診療所”のような存在。多種多様で幅広い分野の手続き、相談に対応でき、税理士や司法書士といった“専門医”との連携も得意です。そこで、普段からチョットしたことでも気軽に相談できる、「かかりつけ医」ならぬ「かかりつけ行政書士」をお持ちになることを、ぜひおすすめします。



……ほかにも、(一社)コスモス成年後見サポートセンターのこと、そして2月に県内各地で行っている無料相談会のお知らせなどもお話しさせていただきました。かなり駆け足でしたが、それでも5分程度という持ち時間を1分少々オーバーして終了しました。

広報部では、今後もマスメディアを活用しつつ、さらにインターネットでの動画・音声配信も積極的に試行していきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いします。



新入会員登録証交付式

長野県行政書士会館にて、下記のとおり、山本会長より新入会員へ登録証が交付され、記念撮影が行われました。

※敬称略、() は支部

1月27日(金) 13:30～14:30 (1月15日付登録: 3名)



(左から) 柄澤壯重(北信) 【山本会長】 日堂 篤(北信) 戸崎 博(南信)

2月9日(木) 13:30～14:30 (2月1日付登録: 2名)

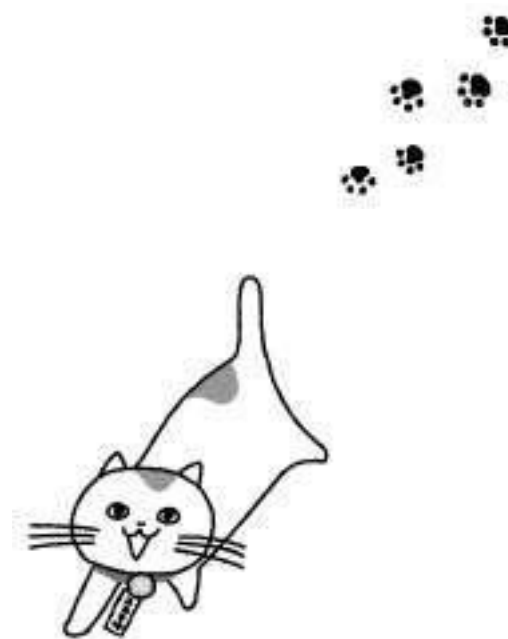


(左から) 竹内正弘(東信) 【山本会長】 佐藤由琉(諏訪)

2月24日（金）14：00～15：00（2月15日付登録：1名）



（左から）【山本会長】 土屋富二男（東信）



業 務 資 料

日行連発第 1470 号
令和 5 年 1 月 19 日

各単位会長 様
各申請取次行政書士管理委員会等委員長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
中央研修所
所長 関口 隆夫
申請取次行政書士管理委員会
委員長 田村 公隆

令和 5 年度申請取次関係研修会の開催予定について

日頃より、本会事業の推進に対しご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 5 年度の申請取次関係研修会の開催予定について、別紙のとおりお知らせいたします。

次年度も引き続き、地方出入国在留管理局からの講師派遣による講義収録のご協力をいただきながら、VOD（ビデオ・オン・デマンド）方式で開催する方針です。

また、実務研修会について、従来は効果測定の採点結果を待って、結果通知と修了証書を同封して送付しておりましたが、更新手続きを円滑に行っていただくため修了証書を可能な限り早くお届けすべく、令和 5 年度からは、課題提出をもって修了と認め、効果測定結果にかかわらず修了証書を送付することといたしました。効果測定の基準未到達会員に対しては、後日、個別に知識の補完を求める通知を送付いたします。

なお、課題提出時期にかかわらず、修了証書を皆様一律に発送する取り扱い及び事務研修会における修了証書発行の時期に変更はありません。

本件については、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連 con」にてご案内いたしますとともに、「月刊日本行政」2月号（No.603）にも掲載し各会員へ周知いたします。

各単位会におかれましても、貴会会員への周知方にご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

【別紙】

- ・令和 5 年度 行政書士申請取次関係研修会 日程表

以上

令和5年度 行政書士申請取次関係研修会／日程表

研修区分	受講期間	開催案内 (日行連HP詳細発表)	申込期間	修了証書発送予定日	結果通知発送予定日 (基準未到達者のみ)
1 実務研修会 (更新)	4月14日(金)～4月24日(月)	2月中旬	3月3日(金)～3月9日(木)	5月10日(水)	5月16日(火)
2 事務研修会 (新規)	6月23日(金)～7月3日(月)	4月下旬	5月12日(金)～5月19日(金)	7月24日(月)	-
3 実務研修会 (更新)	8月9日(水)～8月18日(金)	6月上旬	6月28日(水)～7月4日(火)	8月31日(木)	9月6日(水)
4 事務研修会 (新規)	9月11日(月)～9月21日(木)	7月上旬	7月28日(金)～8月3日(木)	10月12日(木)	-
5 実務研修会 (更新)	10月20日(金)～10月30日(月)	8月中旬	9月7日(木)～9月13日(水)	11月13日(月)	11月20日(月)
6 事務研修会 (新規)	11月21日(火)～12月1日(金)	9月下旬	10月12日(木)～10月18日(水)	12月21日(木)	-
7 実務研修会 (更新)	令和6年 1月24日(水)～2月2日(金)	11月中旬	12月7日(木)～12月13日(水)	令和6年 2月16日(金)	令和6年 2月22日(木)
8 事務研修会 (新規)	令和6年 2月22日(木)～3月4日(月)	12月下旬	令和6年 1月11日(木)～1月17日(水)	令和6年 3月25日(月)	-

○開催方法

各会員が個々の端末(パソコン・タブレット・スマートフォン)から中央研修所研修サイトにアクセスし、VOD(ビデオ・オン・デマンド)システムに登録されたビデオ講座を受講する形式です。所定の期間内であればいつでも、何度でも御自宅や事務所にて聴講可能です。

○研修会の区分

- ・「事務研修会」は、入国・在留手続関係の申請取次を新規に行うことを希望する行政書士を主な対象とする研修会です。
- ※すでに届出済証明書の交付を受けている方もお申込みいただけます。本取扱いは、令和4年8月より、届出済証明書の交付を受けている行政書士の更新手続きにおいて、事務研修の修了証書を使用できることとする特例措置によるものです。
- ・「実務研修会」は、地方出入国在留管理局より届出済証明書の交付を受けていて、更新を希望する行政書士を主な対象とする研修会です。

○修了証書の発送について

事務研修会…課題提出締切後、結果通知とあわせて基準に到達された方には修了証書を同封して発送いたします。
 実務研修会…課題提出締切後、一律に修了証書を発送しますが、審査の結果、基準に未到達であった方のみ別途、日行連から御連絡いたします。

○留意点

- ・上の表は現時点の予定であり、変更される場合があります。
- ・各研修会の申込等の詳細については、日行連ホームページ及び会員専用サイト「連con」にて御案内いたしますので、御確認いただけますようお願いいたします。

所持する届出済証明書の有効期間を経過した場合は、再度行政書士申請取次事務研修会(新規)を受講していただくこととなりますので、十分御留意ください。

日行連発第1589号
令和5年2月9日

各单位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊

「戸籍の附票の写し」に係る犯収法施行規則の改正について
(公布・施行のお知らせ)

平素より当会の運営にご理解いただき誠にありがとうございます。

今般、総務省及び警察庁より、「戸籍の附票の写し」に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正について、会員への周知の依頼がありました。

つきましては、ご多用の中、恐縮ではございますが貴会会員への周知にご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本件については日行連会員サイト「連 con」においても周知いたします。

(別添)【官報】令和5年共管命令第1号(戸籍の附票の写し関係)

(参考)

○e-gov (意見募集結果公表)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=120220015&Mode=1>

○警察庁・JAFICHP

・意見募集結果公表

<https://www.npa.go.jp/news/consultation/index.html>

・JAFICHP トップページ(「犯罪収益移転防止法の概要」の更新、意見募集結果の公表、案文掲載)

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

以上

○内閣府、総務省、法務省、
 経済産業省、厚生労働省、農林水産省、
 国土交通省 令第一号

犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第四条第一項及び第二項（これらの規定を同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第四項の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和五年二月一日

- 内閣総理大臣 岸田 文雄
- 総務大臣 松本 剛明
- 法務大臣 齋藤 健
- 財務大臣 鈴木 俊一
- 厚生労働大臣 加藤 勝信
- 農林水産大臣 野村 哲郎
- 経済産業大臣 西村 康稔
- 国土交通大臣 斉藤 鉄夫

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令
 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（本人確認書類） 第七条 前条第一項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人確認書類（特定取引等を行うための申込み又は承諾に係る書類に顧客等が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書を除く。）並びに第三号に定める本人確認書類並びに有効期間又は有効期限のある第一号ロ及びホ並びに第二号ロに掲げる本人確認書類並びに第四号に定める本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日において</p>	<p>（本人確認書類） 第七条 〔同上〕</p>

<p>て有効なものに、その他の本人確認書類にあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内に作成されたものに限り、 一 自然人（第三号及び第四号に掲げる者を除く。）次に掲げる書類のいずれか 〔イ、ハ、略〕 二 印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）、戸籍の附票の写し、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。） ホ 〔略〕 二、四 略</p>	<p>一 〔同上〕 〔イ、ハ、同上〕 二 印鑑登録証明書（ハに掲げるものを除く。）、戸籍の謄本若しくは抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）、住民票の写し又は住民票の記載事項証明書（地方公共団体の長の住民基本台帳の氏名、住所その他の事項を証する書類をいう。） ホ 〔同上〕 二、四 同上</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。
 附則 この命令は、公布の日から施行する。

特定行政書士 未来へのステップ

行政書士法改正(平成26年12月27日施行)により、
日本行政書士会連合会が実施する研修を修了した行政書士(特定行政書士)は、
行政不服申立てに係る手続きの代理が行えることとなりました。
行政書士証票に「特定行政書士」が付記され、特定行政書士専用の徽章を
購入することができます。



[申込期間] 2023年4月3日[月]～6月23日[金]

[受講期間] 2023年8月1日[火]～9月20日[水]
(中央研修所研修サイトを利用したeラーニング方式で実施いたします。
PC・スマホ等(*)があれば自宅からいつでも講義を受講することができます。)

[考査日] 2023年10月22日[日]
(単位会が指定する考査会場にて全国一斉で開催いたします。)

※一部サポート対象外となるブラウザ・機能がございます。
あらかじめ中央研修所研修サイトの利用確認をお願いいたします。

講義科目

行政法総論、行政手続制度概説
行政手続法の論点、行政不服審査制度概説
行政不服審査法の論点、行政事件訴訟法の論点
要件事実・事実認定論、特定行政書士の倫理
総まとめ

「プレ研修」は中央研修所研修サイトで公開中！

令和5年度より
WEB申込み
となりました！

詳細は「月刊日本行政」4～6月各号に掲載の「令和5年度特定行政書士法定研修募集要項」及び下記QRコードより日行連ホームページをご覧ください。



日本行政書士会連合会

特定行政書士は

行政書士が作成した官公署に提出する書類に係る
許認可等に関する行政庁への不服申立て手続きの
代理業務が行えます

建設業許可申請の 不許可処分

建設業法

建設業許可申請を行ったところ、経營業務の管理責任者としての経験年数が要件を満たしていないこと、経營業務の管理責任者の常勤性に疑義があることを理由に不許可となった。

経營業務管理責任者としての経験年数や常勤性について、その判断を見直す余地がある場合に不服申立てをすることが考えられる。

産業廃棄物処理施設の 設置許可申請の不許可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

産業廃棄物処理施設の設置許可申請を行ったところ、不許可処分となった。申請先の自治体においては、条例により周辺住民の同意書の提出が許可要件となっていて、その要件を満たしていないことが理由とのことだったが、周辺住民の同意書の提出を許可要件としていることに疑義がある場合に、不服申立てすることが考えられる。

難民不認定

出入国管理及び難民認定法

申請者は、本国において民主化運動指導者らと社会活動を行い、本邦においても反本国政府団体に加入し活動を行っていることなどから、帰国すれば本国政府による迫害を受けるおそれがあるとして難民認定申請を行ったが、申請者の供述を前提としてもデモ参加程度にとどまり、難民条約上の迫害のおそれがあるとは認められないとして不認定となった。申請者はこれを不服として異議申立てを行うことが考えられる。



お 知 ら せ

コスモスしなの市民公開講座開催のお知らせ 「豊かな人生のために今できること」

(一社) コスモス成年後見サポートセンター長野県支部 (コスモスしなの) は、2023年4月23日 (日) に、千曲市・同社会福祉協議会、坂城町・同社会福祉協議会、長野県行政書士会・同北信支部の後援により市民公開講座「豊かな人生のために今できること」を千曲市あんずホールで開催します。

今回のテーマは、いつかは誰もが迎える「そのとき」に備え、後顧の憂いなく豊かな人生を送るために、「今」何ができるかを考えることです。

第1部「市民公開講座」では、コスモスしなの北信地区の会員による対話劇を通して、①相続と遺言、②死後事務委任と尊厳死宣言、③見守りと任意後見について紹介・解説します。

第2部では無料相談会を実施し、ご参加いただいた方から、直接、相談を承ります。



【コスモスしなの市民公開講座】

テーマ：豊かな人生のために今できること

開催日：2023年4月23日 (日)

場 所：千曲市あんずホール 小ホール
(千曲市杭瀬下一丁目64番地)

時 間：第1部 市民公開講座 13:30～15:00
第2部 無料相談会 15:00～16:30

講 師：コスモスしなの北信地区会員

主 催：コスモス成年後見サポートセンター長野県支部

後 援：千曲市・同社会福祉協議会、坂城町・同社会福祉協議会、
長野県行政書士会・同北信支部

YouTube Live配信：<https://www.youtube.com/watch?v=sKyys7dwInU>

「コスモスしなの」は5地区計61名 (令和5年1月1日現在) の会員により構成されており、各地区の事情に合わせて、成年後見人としては勿論のこと、各地の連絡協議会にも参加し活躍の場を広げています。

(一社) コスモス成年後見サポートセンターは団体の名称が示すとおり、会員が成年後見人としての責務を適切に果たすこと主目的としていますが、実務的には成年後見に限らず様々な法律・制度・社会情勢に関する知識や相談技法などトータルな能力向上が必要になります。

また、成年後見を必要とするのは高齢者に限りません。その点を踏まえ、コスモスしなのでは精神障がいに関する研修も実施しました。今後も各地区会を中心に、会員の能力向上、会員間の交流の活発化、お互いに相談のしやすい体制構築を目指して活動していく予定です。

市民公開講座は一般の方向けではありますが、行政書士の参加も大歓迎です。是非ご参加いただき、コスモスしなのへの入会を検討していただければ幸いです。

当日はYouTube Liveでの配信も予定していますので、会場より遠方の方々もご覧いただけます。ご視聴下さいませようご案内いたします。

コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会（オンライン）のご案内

コスモス成年後見サポートセンターでは、成年後見支援活動に取り組んでいただける会員を募集しております。ご入会に際しては、所定の研修を受講していただくことが必要となります。

今年度は、受講者の皆様の受講のしやすさの観点から、インターネットによるビデオオンデマンド（VOD）形式で実施します。初回のZoomオンラインでのガイダンス以降は、コスモスVOD研修システムを利用して受講される皆様の都合に合わせてオンライン受講をしていただき、最終日のみ、長野県行政書士会館（長野市）で参集による相談業務実習と考査をお受けいただきます。たくさんの皆様の受講をお待ちしております。

1. 入会前研修会日程

研 修 日	会 場	研 修 内 容
Zoomオンライン 令和5年 5月13日(土) 午前9時～9時30分	受講者各自の 事務所、自宅	○受講ガイダンス コスモス成年後見サポートセンターについて コスモスVODシステムについて 質疑応答
コスモスVOD研修システム 令和5年 5月13日(土)～ 6月23日(金)	受講者各自の 事務所、自宅	○入会前研修（所要時間） ①成年後見制度概論（53分） ②法定後見の基礎（50分） ③任意後見の基礎（62分） ④地域での活動と地域からの相談（53分） ⑤法定か任意か、公証人との連携（57分） ⑥申立～選任後にまず行う事（36分） ⑦身上監護（保護）の実務（44分） ⑧財産管理の実務（58分） ⑨相談機関、法令等（48分） ⑩事務報告（25分） ⑪変則的な類型による後見事務（50分） ⑫生活保護のケース（68分） ⑬任意後見の事例（68分） ⑭終了事務と死後事務委任（30分） ⑮成年後見業務と倫理（76分） ⑯認知症に関する理解（169分） ⑰知的障がいに関する基礎知識（90分） ⑱精神障がいの基礎知識～統合失調症について～（64分） ⑲知的障がいを有する方の成年後見（169分） ⑳業務報告の必要性（65分） ㉑成年後見人としての経験談（80分）
参集研修 令和5年 6月24日(土) 午後1時～午後4時	長野県行政書士 会館 長野市南県町 1009-3	○実習 相談を受ける心構え （講義、実習、相談票・相談シート） ○考査

2. コスモス入会基準（抜粋）

- (1) 入会前研修を受講し、効果測定に合格すること。
- (2) 行政書士法第2条の2に定める欠格事由に該当しないこと。
- (3) 県行政書士会から過去5年間訓告相当以上の処分を受けていないこと。
- (4) 県行政書士会から過去2年間品位保持等の理由により勧告もしくは指導を受けていないこと。
- (5) 県行政書士会会費の会費滞納者リストに過去2年間登載がないこと。
- (6) 成年後見賠償責任保険に入会と同時に加入すること。

3. コスモス入会金・年会費

入会金	10,000円
年会費	24,000円

4. 研修会申込要領

【申込方法】 下記の申込票に必要事項を記入の上、コスモス長野県支部事務局まで
E-mail (nagano@cosmos-sc.or.jp) でお申し込み下さい。

【申込締切】 令和5年4月21日(金) までに申し込み下さい。

【研修費】 15,000円 6月24日(土) 参集研修会時に申し受けます。

(途中で受講を中断された場合にもご請求させていただきます。)

コスモス成年後見サポートセンター入会前研修会 申込票

ふりがな 氏名		TEL	
		携帯	
事務所住所	〒	FAX	
事務所名		e-mail	
生年月日 (西暦)	年 月 日生	行政書士 登録番号	

E-mail : nagano@cosmos-sc.or.jp

※ 申込みは枠内に必要事項をご記入の上、上記の宛先までE-mailを送信ください。



一般社団法人 コスモス成年後見サポートセンター

【コスモス成年後見サポートセンターとは】

日本行政書士会連合会を母体として平成22年8月に設立された、全国の行政書士のうち、成年後見に関する十分な知識・経験を有する者を正会員として組織する一般社団法人です。ご高齢の方、障がいのある方が、ご自身の意思に基づいて、安心してその人らしい自立した生活が送れるよう、財産管理、身上保護を行ってサポートします。このことにより、権利の擁護及び福祉の増進に寄与し、個人の尊厳が保持されることを目的として設立されました。

コスモス成年後見サポートセンターでは、毎年研修を行い会員の資質の向上に努めています。また、会員の指導・監督を徹底するとともに、万が一に備えて、会員全員が成年後見賠償責任保険に加入しています。受任に資するために各地の家庭裁判所に、所定の研修を終えた会員情報を記載した後見人等候補者名簿を提出しております。

コスモスしなの（長野県支部）では、北信、東信、中信、諏訪、南信の各地区で地域の実情に合わせた活動を行っており、既に後見等受任をしている会員とともに情報交換や研修会を行っています。また、成年後見制度利用促進法に基づく各市町村の中核機関設置の活動に実働部隊として参画し、成年後見制度利用促進のための研修会講師としても会員に活動していただいております。

現在、各市町村でも成年後見地域連携ネットワークの中核機関を組織化し、地域の関係者及び支援機関、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等の士業及び成年後見人等並びに家庭裁判所の連携を図る動きがようやく活発になってきました。我々行政書士は、行政書士業務として任意後見契約作成支援、遺言書作成支援、家族信託契約書作成支援を受任することができます。この活動は、市町村の成年後見制度利用促進の活動を補完することにもなり、行政書士が得意とする分野です。

成年後見支援活動は、士業における重要な地域貢献活動です。たくさんの長野県行政書士会会員の皆様にコスモスの目的と活動にご賛同いただき、ともに活動いただけることをお待ちしております。

入会の詳細につきましては、別紙にてご案内いたします。なお、入会には原則として入会前研修の受講等が必要となります。

定款等の情報はコスモス成年後見サポートセンターのホームページをご覧ください。

<http://www.cosmos-sc.or.jp/>



一般倫理研修について

日本行政書士会連合会会則の改正により、令和5年8月31日から、一般倫理研修の受講が義務化されます。

～～ 一般倫理研修 ～～

【受講方法】

中央研修所研修サイトで配信（ビデオ・オン・デマンド）

【受講期限】

令和6年3月31日(日)

※ただし、令和5年8月31日（木）以降に職務上請求書を購入される際には、一般倫理研修受講後に発行される修了証が必要となります。

なお、職務上請求書を購入されない会員につきましても、一般倫理研修の受講が必要となります。

【配信スケジュール】

ビデオ・オン・デマンドの配信スケジュール等につきましては、
「月刊 日本行政」2023年3月号 p21～22をご確認ください。

なお、Web環境のない方を対象に、会場にて集合研修を行うことを予定しております。場所や時期などの詳細が決まり次第、追ってお知らせいたします。

日行連発第1650号
令和5年2月21日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
総務部
部長 宮本 重則

一般倫理研修に係る分散受講の周知について（依頼）

各単位会におかれましては、平素より日本行政書士会連合会の事業推進にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

一般倫理研修につきましては、令和5年8月31日（木）より日本行政書士会連合会倫理研修規則が施行されることにより受講が義務化されます。中央研修所研修サイト上でのVOD配信については施行直後のアクセス集中を避けるため、施行前から配信を開始することといたします。さらに施行前の配信において、アクセス集中を軽減するために各単位会をブロックごとに分けて受講していただく分散受講をご提案させていただくことといたしました。

つきましては、別添「分散受講スケジュール」について会員にご案内いただくとともに、分散受講にご協力いただきますようご周知のほどよろしく願いいたします。

なお、本件については、「月刊日本行政」3月号及び日行連会員サイト「連 con」においても周知いたします。

以上、お手数をおかけいたしますが、ご理解・ご協力のほど何卒よろしく願いいたします。

<別添>

一般倫理研修 分散受講スケジュール

以上

分散受講スケジュール

1	北海道・ 東北ブロック	北海道行政書士会	3月29日(水)～4月4日(火) 6月7日(水)～6月13日(火)
		秋田県行政書士会	
		岩手県行政書士会	
		青森県行政書士会	
		福島県行政書士会	
		宮城県行政書士会	
		山形県行政書士会	
2	愛知ブロック	愛知県行政書士会	4月5日(水)～4月11日(火) 6月21日(水)～6月27日(火)
3	近畿ブロック (大阪除く)	三重県行政書士会	4月12日(水)～4月18日(火) 6月28日(水)～7月4日(火)
		滋賀県行政書士会	
		京都府行政書士会	
		奈良県行政書士会	
		和歌山県行政書士会	
		兵庫県行政書士会	
4	中国・ 四国ブロック	鳥取県行政書士会	4月19日(水)～4月25日(火) 7月5日(水)～7月11日(火)
		島根県行政書士会	
		岡山県行政書士会	
		広島県行政書士会	
		山口県行政書士会	
		香川県行政書士会	
		徳島県行政書士会	
		高知県行政書士会	
愛媛県行政書士会			
5	大阪ブロック	大阪府行政書士会	4月26日(水)～5月2日(火) 8月2日(水)～8月8日(火)
6	東京23区内 ブロック	東京都行政書士会	5月3日(水)～5月9日(火) 6月14日(水)～6月20日(火)
7	東京23区外・ 南関東ブロック	東京都行政書士会	5月10日(水)～5月16日(火) 7月12日(水)～7月18日(火)
		神奈川県行政書士会	
		千葉県行政書士会	
8	北関東ブロック	茨城県行政書士会	5月17日(水)～5月23日(火) 7月19日(水)～7月25日(火)
		栃木県行政書士会	
		埼玉県行政書士会	
		群馬県行政書士会	
9	中部ブロック	長野県行政書士会	5月24日(水)～5月30日(火) 7月26日(水)～8月1日(火)
		山梨県行政書士会	
		静岡県行政書士会	
		新潟県行政書士会	
		岐阜県行政書士会	
		福井県行政書士会	
		石川県行政書士会	
富山県行政書士会			
10	九州ブロック	福岡県行政書士会	5月31日(水)～6月6日(火) 8月9日(水)～8月15日(火)
		佐賀県行政書士会	
		長崎県行政書士会	
		熊本県行政書士会	
		大分県行政書士会	
		宮崎県行政書士会	
		鹿児島県行政書士会	
沖縄県行政書士会			

令和4年度行政書士試験結果について

令和4年度の行政書士試験結果については、下記のとおりです。

	受験申込者数	受験者数	合格者数	合格率
長野県	722	571	81	14.19%
全 国	60,479	47,850	5,802	12.13%

諏訪支部事務局移転のお知らせ

本年2月、長野県行政書士会諏訪支部事務局が移転しましたので、お知らせいたします。
電話番号、FAX番号は変更ありません。

移転先 〒392-0022
諏訪市高島1丁目25番14号
TEL 0266-57-5503
FAX 0265-57-5501

令和5年度 定時総会・定期大会のご案内

長野県行政書士会・長野県行政書士政治連盟では、令和4年度の事業報告、決算報告及び令和5年度の事業計画案、予算案などについて審議するため、下記のとおり定時総会・定期大会を開催しますので、各支部の代議員の方の出席をお願いします。

記

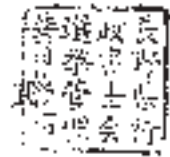
日 時 令和5年5月26日(金) 午前11時～(予定)

場 所 ホテル国際21
長野市県町576 (TEL: 026-234-1111)

令和5年3月27日

会 員 各 位

長野県行政書士会
選挙管理委員長 宮下



令和5年度会長選挙のお知らせ

長野県行政書士会会長選任規則第11条の規定に基づく長野県行政書士会会長選挙を上記のとおり実施いたしますのでお知らせします。

なお、選挙日程等詳細につきましては、会長選挙告示後支部長あてに別途通知いたします。

記

- 1 選挙告示 令和5年4月6日(木)
- 2 選挙期日 令和5年5月26日(金)
- 3 選挙場所 長野宮県町576 「ホテル国際21」
- 4 立候補の届出
会長立候補(様式第1号)に会長候補者推薦書(様式第2号)を添えて直接選挙管理委員会に届け出る。
- 5 立候補届出期間
立候補届出開始日：令和5年4月14日(金)
立候補届出締切日：令和5年4月20日(木)
- 6 立候補辞退届期限
令和5年5月16日(火)

職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関するお願い

行政書士は、誠実にその業務を行うとともに、行政書士の信用又は品位の保持に努めなければなりません。

特に職務上請求書の使用にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の規定により、行政書士等の資格者が職務上必要である場合に限り行使できるとされており、限られた資格者にのみ認められた国民利便のための制度であるため、個人情報保護、人権の擁護などの観点からも高い倫理意識に基づいた厳正な取扱いが求められ、職務上請求書の偽造、不正使用、人権侵害のおそれがある戸籍等の取得は決して許されることではありません。

会員の皆様におかれましては、「戸籍法」、「住民基本台帳法」、「行政書士法」、日行連の「職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則等」の趣旨を十分に理解され、適正な使用及び厳格な取扱いに努めて頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、職務上請求書の払出し方法につきましては、本会事務局へお問い合わせください。

幹 旋 物 一 覧

品 名	価 格	備考
行政書士徽章(ネジ)	3,000円	送料実費
行政書士徽章(タイタック)	3,000円	〃
事件簿用紙	300円	〃
領 収 書	700円	〃
戸籍謄本等職務上請求書 (新様式・A4版)	800円	「購入申込書」と「誓約書」で注文願います。 送料実費
自然公園法の手引	1,000円	〃
新会社法パート2 (H18. 8. 11)	1,500円	〃

長野県収入証紙の販売について

本会では、長野県収入証紙を販売しております。

購入方法は、事務局へお申し込みをいただき、現金または請求払いの何れかの方法で購入していただけます。

購入方法等の詳細については、長野県収入証紙売りさばき取扱規程をご覧ください。事務局にお問い合わせください。

なお、年間10万円以上購入されますと、年度末に約1パーセントを還元しておりますので、是非ご利用をお願いします。

会員専用ページのID・パスワードについて

本会ホームページの研修会情報、業務資料等が掲載されている「会員専用ページ（会員へのお知らせ）」を閲覧するためには、ログイン用の「ユーザー名（ID）」と「パスワード」が必要になります。会員登録していただきますと、研修情報が登録のメールアドレスへ自動配信され、研修会の申し込みが可能となりますので、ぜひご登録をお願いいたします。

0. 初回ログイン

パスワードは全員共通しているため、初回ログイン時はパスワードの再設定が必要になります。

1. 会員専用ページ

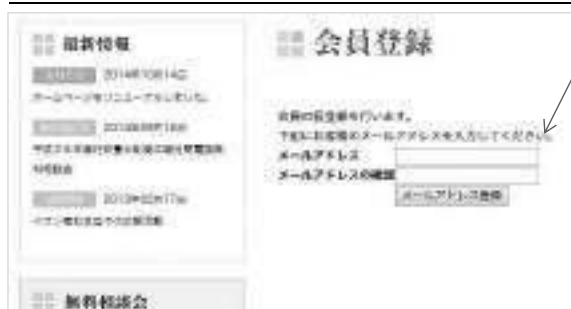


IDとパスワードを入力します。

ログインID：会員番号
パスワード：password

※日行連発行の「登録番号」ではありません。
長野会発行の「会員番号」となりますので、会員証をご確認ください。

2. 会員仮登録ページ



受信できるメールアドレスを入力してください。
入力したメールアドレス宛に「パスワード設定」の案内メールが届きます。

3. パスワード再登録メール



パスワード再登録用のアドレスが記載されたメールが届きます。

[再登録アドレス]
クリックするとパスワード再登録ページが開きます。

4. 会員本登録ページ



新しいパスワードを入力します。
次回以降、設定したパスワードでログインをします。
忘れないように管理してください。

会 議 報 告

□外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 令和5年1月17日(火)
- 2 と ころ 東京都、東京出入国在留管理局
- 3 出 席 者 三浦副部長

□神奈川県新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和5年1月18日(水)
- 2 と ころ 横浜市、横浜ロイヤルパークホテル
- 3 出 席 者 赤羽(公)副会長・政連幹事長

□日行連新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和5年1月20日(金)
- 2 と ころ 東京都、ホテルオークラ東京
- 3 出 席 者 山本会長、松島、赤羽(公)各副会長、和田政連副会長

□ADR 関係機関への広報活動

- 1 と き 令和5年1月23日(月)、24日(火)
- 2 と ころ 中信(松本市、大町市、安曇野市、塩尻市)、諏訪(岡谷市、諏訪市、茅野市)各市関係機関を訪問
- 3 出 席 者 和田センター長、二瓶副センター長、岡田運営委員

□日行連高齢者支援に関する全国担当者会議 (zoom)

- 1 と き 令和5年1月24日(火)
- 2 出 席 者 岡田法務部長
- 3 基調講演・講師
超高齢社会の日本・樋口範雄教授(東京大学名誉教授、武蔵野大学特任教授)
- 4 事例発表「高齢者に向けた情報発信の取組事例」

□外国人材受入企業サポートセンター設置事業業務12月分報告書提出

- 1 と き 令和5年1月24日(火)
- 2 と ころ 長野市、県労働雇用課
- 3 出 席 者 赤羽センター長、五味部員

□山梨会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和5年1月25日(水)
- 2 と ころ 甲府市、ベルクラシック甲府
- 3 出 席 者 赤羽(康)副会長

□日行連全国法規監察担当者会議 (zoom)

- 1 と き 令和5年1月25日(水)
- 2 出 席 者 松島総務部長
- 3 内 容
(1) 行政書士法第10条の適用基準について
(2) その他

□岡山県行政書士会ADR研修 (zoom)

- 1 と き 令和5年1月25日(水)
- 2 出 席 者 和田ADRセンター長
- 3 内 容 調停スキルを学ぶ(基礎編)
- 3 講 師 日行連ADR推進本部長 杉山久美子先生

□静岡会新年賀詞交歓会

- 1 と き 令和5年1月27日(金)
- 2 と ころ 静岡市、ホテルアソシア静岡
- 3 出 席 者 松島副会長

□日行連認証取得済単位会課題検討協議会 (zoom)

- 1 と き 令和5年2月2日(木)
- 2 出 席 者 和田ADRセンター長
- 3 内 容

- (1) 調停の実施状況（相談対応）について
- (2) ADR 代理権について
- (3) ODR の取り組み状況について
- (4) その他

□ 日行連特定行政書士制度推進 担当者会議（zoom）

- 1 と き 令和5年2月6日(月)
- 2 出席者 岡田法務部長
- 3 会議事項
 - (1) 特定行政書士対象の研修について
 - (2) その他

□ ADR 関係機関への広報活動

- 1 と き 令和5年2月6日(月)
- 2 ところ 南信（伊那市、駒ヶ根市、飯田市）
各市関係機関を訪問
- 3 出席者 和田センター長、二瓶副センター
長

□ 日行連関東地協・東京会共催の 入管業務研修会（zoom）

- 1 と き 令和5年2月13日(月)
- 2 出席者 赤羽副会長、三浦副部長、会員8
名
- 3 科目 就労審査部門に関する最近の審査
状況、申請書作成や立証添付資料
についての注意点
- 4 講師 東京出入国在留管理局就労審査第
一部門統括審査官 新部宗一様、
同就労審査第二部門統括審査官
有馬弘光様、同就労審査第三部門
統括審査官 岡島淳二様

□ 新規登録者必須研修会

- 1 と き 令和5年2月13日(月)、14日(火)
- 2 ところ 松本市、ホテルモンターニュ
- 3 出席者 山本会長、荻原副会長、渡邊部長、
西澤副部長、二瓶、鈴木各部長、
新規登録者39名（会場22名、オ
ンライン17名）
- 4 内容・講師

- (1) 権利義務関係・二瓶部員
- (2) 建設・風営業務・鈴木部員
- (3) 運輸・産廃／成年後見業務・西澤副部長
- (4) 国際・農地業務・春日国際部長・藤森農林
建設部員
- (5) パネルディスカッション・荻原副会長
- (6) 相談技法・二瓶部員
- (7) 行政書士法・コンプライアンス・渡邊部長

□ 研修部会

- 1 と き 令和5年2月13日(月)
- 2 ところ 松本市、ホテルモンターニュ松本
- 3 出席者 荻原副会長、渡邊部長、西澤副
部長、二瓶、鈴木各部長
- 4 会議事項
 - (1) 令和5年度事業計画（案）及び予算（案）
について
 - (2) その他

□ 一般会員対象の研修会

- 1 と き 令和5年2月14日(火)
- 2 ところ 松本市、ホテルモンターニュ
- 3 出席者 荻原副会長、渡邊部長、西澤副
部長、二瓶、鈴木各部長、新規登録
者39名（会場22名、オンライン
17名）、会員5名
- 4 内容・講師
 - (1) 相談技法・二瓶部員
 - (2) 行政書士法・コンプライアンス・渡邊部長

□ 栃木会新春交流会

- 1 と き 令和5年2月17日(金)
- 2 ところ 宇都宮市、ホテル東日本宇都宮
- 3 出席者 荻原副会長

□ 広報部会

- 1 と き 令和5年2月20日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、小西部長、五味副
部長、高木、吉田各部長
- 4 会議事項
 - (1) 会報159号の発行について

- (2) 令和5年度事業計画（案）及び予算（案）について
- (3) その他

外国人を対象とした無料相談会

- 1 と き 令和5年2月21日(火)
- 2 ところ 東京都、東京出入国在留管理局
- 3 出席者 三浦副部長

法務部会

- 1 と き 令和5年2月22日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、岡田部長、木村副部長、木内各部長
- 4 会議事項
 - (1) 令和5年度事業計画（案）及び予算（案）について
 - (2) その他

長野県持続可能な国際交流外国人材の活用に向けた勉強会

- 1 と き 令和5年2月25日(土)
- 2 ところ 長野市、長野市生涯学習センター
- 3 出席者 赤羽副会長、五味部員、南信支部吉田靖史会員

国際部会

- 1 と き 令和5年2月25日(土)
- 2 ところ 諏訪市、諏訪支部
- 3 出席者 赤羽副会長、春日部長、五味部員
- 4 会議事項
 - (1) 令和5年度事業計画（案）及び予算（案）について
 - (2) 3月3日国際部研修会（事例研究会）について
 - (3) その他

総務部会

- 1 と き 令和5年2月27日(月)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、松島部長、麻生、大前各部長

4 会議事項

- (1) 令和5年度事業計画（案）及び予算（案）について
- (2) その他

外国人材受入企業サポートセンター設置事業業務1月分報告書提出

- 1 と き 令和5年3月1日(水)
- 2 ところ 長野市、県労働雇用課
- 3 出席者 赤羽センター長

正副会長会

- 1 と き 令和5年3月1日(水)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽（康）、松島、荻原、赤羽（公）各副会長
- 4 会議事項
 - (1) 理事会の議題について
 - (2) その他

ブラッシュアップ研修会

- 1 と き 令和5年3月2日(木)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 荻原副会長、渡邊部長、西澤副部長、二瓶、鈴木各部長、会員37名（会場12名、オンライン25名）
- 4 内容・講師
 - (1) 相続登記の義務化について・司法書士 渡邊貴樹先生（東信支部）
 - (2) 外国人の労務管理について・社会保険労務士 久保田学先生（南信支部）

運輸交通部会

- 1 と き 令和5年3月3日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 赤羽副会長、廣瀬部長、中塚副部長、宮本部長
- 4 会議事項
 - (1) 令和5年度事業計画（案）及び予算（案）について
 - (2) その他

□国際部研修会（事例研究会）

- 1 と き 令和5年3月3日(金)
- 2 ところ 長野市、ホテル国際21
- 3 出席者 赤羽副会長、春日部長、三浦副部長、五味部員、会員13名、他県14名

□理事会

- 1 と き 令和5年3月10日(金)
- 2 ところ 長野市、会館
- 3 出席者 山本会長、赤羽（康）、松島、荻原、赤羽（公）各副会長、土屋、上島、春日、久保田、岡田、小野、奈良木、三浦、和田、鈴木、小西、廣瀬各理事
- 4 会議事項
 - (1) 令和4年度決算見込みについて
 - (2) 令和5年度事業計画（案）及び予算（案）について
 - (3) 職務上請求書払い出しに関する運用について

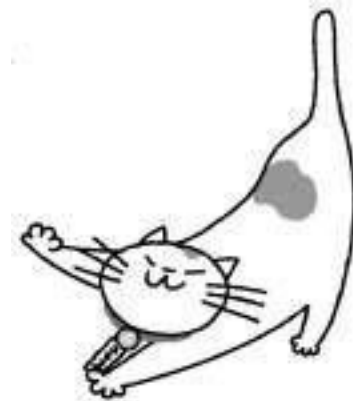
- (4) 行政書士一般倫理研修受講の義務化について
- (5) その他

□日行連国際・企業経営業務部国際部門と関地協国際業務担当者との意見交換会（zoom）

- 1 と き 令和5年3月14日(火)
- 2 出席者 春日国際部長

□日行連全国建設担当者会議（zoom）

- 1 と き 令和5年3月17日(金)
- 2 出席者 上島農林建設副部長
- 3 プログラム
 - (1) 建設業許可・経営事項審査の電子化の説明及び意見交換（説明：国土交通省）
 - (2) 電子入札コアシステムについて（説明：（一財）日本建設情報総合センター）
 - (3) 各都道府県（市区町村）の入札参加資格申請の電子化の進捗状況に係る意見交換
 - (4) 事前アンケート結果に基づく意見交換





支部だより

災害時における被災者支援に関する協定書締結（中野市）

北信支部長 和田 英幸

令和元年10月12日～13日にかけて台風19号の接近により、長野県では千曲川の上流から中流域を中心に、堤防決壊や堤防からの越水、千曲川へそそぐ支流河川の水門を閉鎖したことによる内水氾濫、霞堤といわれる遊水機能のため堤防が切れている箇所からの浸水などにより大水害が発生しました。

北信支部関係では、長野市、千曲市、須坂市、中野市、飯山市、小布施町、坂城町など千曲川沿いの複数の市町が多大な災害を受けました。

令和元年19号台風による水害被災者に対して、千曲市では、いち早く市の災害対策本部と連携して行政書士としてできる社会貢献を申し出て罹災証明書申請に係る相談や申請を受け付ける無償支援ボランティアを実施しました。

こうした体験から大規模な災害に際し行政書士がボランティアで社会貢献を行うことは今後も継続して実施していくべき方向と考えます。

そのために、大災害発生を想定した支援組織、体制作りが必要であり、支部会員の役割分担、仕事の内容把握など平時から準備が必要です。また、自治体と被災者支援協定を締結しておく必要性も強く感じたところです。

こうした被災者支援協定の必要性から、これまで、長野支部として長野市、千曲市、須坂市の3市との間で協定を締結しておりますが、本年度は、北信支部となり千曲川沿いの中野市、飯山市との協定を呼び掛けたところ、このたび、令和5年2月9日中野市との被災者支援協定を締結することができました。



中野市では、令和元年19号台風により床上床下併せて118棟の浸水被害や農業関係の施設にも大きな損害があり、当時、中野市では被災者に発行する罹災証明書の申請手続きに市民も職員も大変苦労したとのお話をお聞きしました。今後は、協定の趣旨に添い行政書士が罹災証明書の申請に関する相談や受付け等の支援をしてまいります。

災害はないことに越したことはありませんが、いざ災害が発生した場合は、これまで体験した事例を会員が共有し、行政と連携したボランティア活動を行うことによって行政書士の知名度と信頼が高まることを期待します。

最後に、災害に遭われて今なお不自由な生活を強いられている皆様に改めてお見舞い申し上げますと共に一日も早く通常の生活に戻ることを心よりお祈りいたします。

隣接士業政治連盟懇談会

長野県行政書士政治連盟

副会長 和田 英幸

令和5年2月27日（月）ホテルメトロポリタン長野（長野市）において、隣接士業政治連盟懇談会を長野県行政書士政治連盟が主管で開催されました。

参加団体は、長野県税理士政治連盟、長野県社会保険労務士政治連盟、本会の3団体でコロナ禍により3年ぶりの開催となりましたが、それぞれの政治連盟から役員12名のご参加により情報交換及び懇親会が行われました。

本会からは、山本準一会長、赤羽公彦幹事長、松島茂行副会長、和田英幸副会長、井上雅彦事務局長の5名の参加で、会議受付時には大内事務局員が対応しました。



懇談会では、それぞれの会からは活動報告や問題点、税理士政治連盟の百瀬会長からは消費税のインボイス制度の詳細な説明をご教授いただきました。消費税制度の主な変遷、インボイス制度への対応、「なぜ免税業者は取引から排除されるのか」などの具体例を示しての説明（講義）に聞き入ってしまいました。

免税事業者が登録事業者となる登録の期限3月末までが9月末までに延長されたので免税事業者は今後検討が必要であるとのことご指摘がありました。

現在、全国で登録している事業者は見込みで約800万社中200万社程度とのことで、そのほとんどが大きな会社であるとの報告もありました。制度に対する理解不足や課題もあることからまだまだ登録が進んでいません。事業者にとっては喫緊の課題ですが今後さらに理解を深める必要があります。

また、本会の組織率（政治連盟への加入される方の率）は他士業に比べて非常に高く90代を維持しています。会員の皆様方のご理解ご協力にあらためて感謝いたします。今後とも、長野県行政書士政治連盟へのご理解ご協力をお願いして隣接士業政治連盟懇談会の報告といたします。



会員の動き

※個人情報保護のため掲載事項を省略いたしました。

—入会者— 個人会員

所属支部	入会登録年月日	氏名	事務所 (市町村名のみ)	所属支部	入会登録年月日	氏名	事務所 (市町村名のみ)
北信支部	5. 1. 15	日堂 篤	飯山市	南信支部	5. 1. 15	戸崎 博	飯田市
北信支部	5. 1. 15	柄澤 壯重	長野市	東信支部	5. 2. 1	竹内 正弘	上田市
諏訪支部	5. 2. 1	佐藤 由琉	諏訪市	東信支部	5. 2. 15	土屋富二男	北佐久郡軽井沢町
北信支部	5. 3. 15	杉山 智香	飯山市	中信支部	5. 3. 15	大貫 心	松本市
東信支部	5. 3. 15	大槻 匡隆	北佐久郡軽井沢町	北信支部	5. 3. 15	森腰 淳	長野市

—退会者—

所属支部	氏名	退会年月日	所属支部	氏名	退会年月日	所属支部	氏名	退会年月日
北信支部	山本 一秋	5. 1. 12	諏訪支部	藤澤 仙芳	5. 1. 12	諏訪支部	百瀬 光男	5. 1. 31
諏訪支部	久保村さだ子	5. 1. 31	北信支部	柄澤 重登	5. 1. 31			

ご逝去

謹んで、ご冥福をお祈りいたします。

今村 邦彦 殿 (南信)

令和5年2月

編集後記

日差しに春の気配が感じられるこの時期、散歩に行きたいな、と思います。冬の間にため込んだツケを払う「ウォーキング」ではなく、「散歩」。のんびり歩いて景色を楽しんで、おやつを食べたい。季節の花々を眺めたり水鳥にあいさつしたり、ゆで卵を食べながら足湯に浸かって... 表紙の写真の諏訪湖周辺は、ゆったり過ごすのにおすすめの場所のひとつです。

現在の広報部の活動が始まって2回目の春。2023年春号がこのメンバーで編集する最後の会報となります。

本号が皆さまのお手元に届くころ、桜の蕾がほころび始めているでしょうか。新しい季節、会員の皆さまそれぞれに、楽しみなこと、新しい目標、幸せな時間がありますように。

(広報部 五味)

発行所 長野県行政書士会

〒380-0836 長野市南県町 1009-3

TEL 026 (224) 1300 FAX 026 (224) 1305

ホームページ <https://www.nagano-gyosei.or.jp>

メールアドレス gn-nagano@gaea.ocn.ne.jp

発行者 会長 山本 準一

編集者 広報部長 小西 勝

印刷 三和印刷(株)



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として
助成を受け作成されたものです。

行政書士に相談しよう



青島野田 愛

行政書士は、さまざまな許可や届出、通告や相談、契約などの相談から書類作成まで全力でサポートします！



日本行政書士会連合会
Japan Federation of Certified Administrative Procedures Legal Specialists Associations
長野県行政書士会

後援：総務省
長野県



日本行政書士会連合会 及び 長野県
2024.10.16

令和4年度行政書士制度広報月間10月1日～10月31日

こんなトラブル・お悩みを抱えていませんか？

外国人



外国人の職場や学校での問題について、法律や在留に詳しい行政書士に間に入って解決の手伝いをして欲しい。

職場の待遇についてのトラブル（従業員の方・事業所の方）、学校内のいざごみについてのトラブル（生徒の方・学校の方） など

敷金



賃貸アパートから退去するとき、大家さんが敷金を返してくれない。大家さんの説明に納得がいけないので話し合いをしたい。

敷金返還・原状回復に関するトラブル、賃貸借契約の終了に伴う精算に関するトラブル、原状回復費用に関するトラブル など

ペット



リードを付けていない近所の犬に突然噛みつかれた。治療費や慰謝料についてもめている。第三者に間に入ってもらい話し合いをしたい。

咬みつき、引っかき事件（被害を受けた、加害側となった）、医療事故、鳴き声のトラブル、のら猫のトラブル、売買のトラブル など

自転車



歩道を歩いていたら自転車とぶつかってしまいケガをした。賠償金の話し合いでトラブルになっている。

自転車と自転車の交通事故、自転車と歩行者の事故、自転車による物損事故 など

ADR（裁判外紛争解決手続）で、

「当事者の話し合いによる解決」のお手伝いをします！

ADRとは Alternative Dispute Resolution（裁判外紛争解決手続）の頭文字です。裁判所による訴訟手続によらずに民事上の紛争を解決しようとする、紛争当事者のために公正な第三者が関与してその解決を図る手続きをいいます。「裁判所はちょっと敷居が高いなあ」「だれか法律に詳しい人が間に入って話し合いのお手伝いをしてくれないかな」といった方のための、行政書士による調停センターです。

まずは、ご相談ください

長野県行政書士紛争解決センター

長野市南県町 1009-3 長野県行政書士会館

TEL (026) 224-1300 FAX (026) 224-1305

お問合せ受付 平日 10:00～16:00

具体的なお相談 水曜日 10:00～16:00（要予約）



かいけつサポート

認証紛争解決サービス



長野県行政書士会

法務大臣認証裁判外紛争解決機関第 161 号